

雇用保険と労災保険の手続きにおけるマイナンバー記載について

マイナンバー法では努力義務としておりましたが、後から雇用保険法令により義務となる等、取扱いが変わるケースが出てきています。事業主がマイナンバーの記載を行う届出書類の注意点をご案内します

■雇用保険1. 事業主がマイナンバーを記載して提出する雇用保険手続き書類は以下の通りです

- ・雇用保険被保険者資格届出書
- ・雇用保険被保険者資格喪失届
- ・高年齢雇用継続給付受給資格確認票・初回高年齢雇用継続給付支給申請書
- ・育児休業給付受給資格確認票・初回育児休業給付金支給申請書
- ・介護休業給付金支給申請書
- ・個人番号登録・変更届出書

注意点

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令が、平成 28 年 2 月 16 日に施行されました。この改正により、従来被保険者自身が手続きをすることが原則だった雇用継続給付の申請が、事業主を経由することが原則となりました。それに伴い、雇用継続給付の申請を行う事業主は、マイナンバー法上は個人番号関係事務実施者としてマイナンバーを取り扱うこととなりました。今後、事業主が雇用継続給付の申請を行う場合、従業員のマイナンバーや身元の確認を行うこととなります（ハローワークへ代理権の確認書類や個人番号確認書類の提出は必要ありません）

■労災保険1. 事業主がマイナンバーを記載して提出する労災保険手続き書類は原則ありません**注意点**

労災保険において、マイナンバーの記載が必要となる手続きは、個人が行う労災年金の請求だけであり、事業主は労災保険の手続きに関してマイナンバー法上の個人番号関係事務実施者とはなりません。そのため、事業主は労災保険の手続きのために従業員のマイナンバーを収集・保管することはできません。

なお、収集には閲覧は含まれていないため、労災年金の請求書の事業主証明欄に記載する際、マイナンバーを見ることは問題ありませんが、マイナンバーを書き写したり、コピーを取ったりすることはなどはできません。管理の必要上、コピーが必要な場合には、マイナンバー部分をマスキングまたは削除することが必要です。また、請求書の委託により、事業主などが代わって労災年金の請求書の作成・提出の手続きを行うことは可能ですが、労働基準監督署に労災年金の請求書を提出する際、①代理権の確認、②代理人の身元確認、③請求者のマイナンバーの確認が可能な書類を添付することが求められます。

この場合、事業主は、請求書の作成や提出の手続きでマイナンバーを利用する必要がなくなったときには、速やかに廃棄または削除する必要があります